

名古屋市告示第530号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年10月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージと もこ鍼灸院	名古屋市緑区境松二丁目 340番地	令和 7年 8月26日
松井 智子		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

アルカ鍼灸治療院 真和	名古屋市中村区松原町 3丁目10番地 の 2	令和 7年 9月 4日
加納 英行		
訪問マッサージと もこ鍼灸院	名古屋市緑区境松二丁目 340番地	令和 7年 8月26日
松井 智子		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課